

八幡市監査委員告示第29号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月25日

八幡市監査委員 大高友紀

八幡市監査委員 小川直人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

建設産業部 [環境政策課、農業振興課、商工観光課、ふるさと創生課、都市整備課、まちづくり推進課、管理・交通課、住宅管理課、道路河川課]

第3 監査の着眼点

令和6年度執行分の市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

監査対象課等から提出された監査資料及び抽出した項目を対象に関係資料の提出を求めて書類審査を行った。

また、関係職員に、事務事業の概要及びその執行状況等の説明を求め、さらに質問を加えて監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

事前に監査委員事務局の事務室等において書類審査を実施するとともに、令和7年10月22日及び同年10月29日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

また、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽微な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

なお、一部の事務について、次に示すように改善、検討を要する事項が受けられたので意見を述べる。

【意見・要望事項】

[環境政策課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[農業振興課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[商工観光課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[ふるさと創生課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[都市整備課]

道路等整備工事において基礎コンクリートの施工不良があり、市は施工業者に履行の追完を指示した。本事案は契約の中で発生した施工不良であり、今後は工事の進捗や執行管理により注意を行い、限られた職員体制の中で監理体制の見直しを図るなど、再発防止に努められたい。

[まちづくり推進課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[管理・交通課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[住宅管理課]

市営住宅では家賃滞納や破産免責により少數ながら多額の不納欠損が発生している一方、入居を希望する市民が抽選待ちしている。滞納者には高齢や低所得など生活困難な事情を抱える人もおり、引き続き生活保護等の福祉部門と連携し、持続可能な市営住宅運営に努められたい。

[道路河川課]

特に意見・要望する事項はなかった。